

京都市告示第 30 号

昭和63年9月1日付け京都市告示第137号（河川法による河川工事の施行）の一部を河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
善峰川	善峰川	京都市西京区大原野灰方町738番地地先の横井橋	京都市西京区大原野上里南ノ町273番地地先の 大垣橋の上流200m	2,100m

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成40年3月31日まで

参考

昭和63年9月1日付け京都市告示第137号（平成10年6月25日付け京都市告示第157号により一部変更）

1 河川の名称及び区間

名 称	区 間		
善峰川	上 流 端	下 流 端	延 長
	京都市西京区大原野灰方町738番地地先の横井橋	京都市西京区大原野上里南ノ町273番地地先の 大垣橋の上流200m	2,100m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成20年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)